



「平成10年郡市医師会 監事セミナー」から

常任理事 今井利賢

標記の会が去る9月19日(土)午後3時から、北海道医師会館8階会議室において開催された。全道45郡市医師会、3大学医師会に呼びかけたところ、25名の各郡市医師会の監事の先生及び道医役員を含め34名の出席を得た。

このセミナーは、かねてより郡市医師会の監事の先生方から、監事が日頃直面するいろいろな問題について意見を交わす場をもってほしいとの要望があり、また、監査の手法についても統一したものがあべきであるとの考えに基づいて開催されたものである。

北海道医師会が新生医師会に生まれかわってから51年目を迎えているが、この間、公益法人会計基準導入時の昭和56年7月に「郡市医師会会計担当理事連絡会」が一度もたれたのみで、監事・監査関係の会として監事の先生方が一堂に会して意見交換を行ったことは一度もなく、今回がはじめての試みであった。

特別講演に先立って、吉田会長より監事は会計の事故の有無や、法人のあるべき方向を問うという職務があり、また法人の事業の存在を有効ならしめるための監督機関でもあり、それらに基づいて職責を果たすべきものであるとの御挨拶を、御自身の日本医師会監事時代の経験を交じえてなされた。

座長の飯塚副会長より、昭和50年10月の当北海道医師会館建設以来、当会の監査を依頼している宮木一夫公認会計士が紹介され、「監事の職務と会計監査の実務について」をテーマに特別講演をいただいたあと、質疑応答、意見交換の順で会はずめられた。

宮木公認会計士の講演では、そのレジメの1「監事の地位と職責」2「監査報告」3「会計処理規定の作成・整備」4「監査手続」5「その

他の監査実務の問題点」に沿ってなされ、まず最重要事項である「監査報告」では書面による報告が望ましいこと、その書式については報告すべき内容が例示された。次いで「監事の地位と職責」については、民法第58条(監事)、第59条(監事の職務)につき法人の財産の状況とは何を指すのかの点には実例を挙げて説明され、財産管理に対する監事の責任は特に重いこと、「不正」、「不当」があった際のとるべき態度についても言及された。また「会計処理規定」については公益法人会計基準に準拠すべきこと、「監査手続」に関しては、特に個別監査においては、現金・預金通帳・預金証書・小切手帳・有価証券などの他切手等に至るまで「実査」すべきこと、現物の確認を含む「立会」を必要とすることなどが強調された。

質疑応答では、監査手続き上、預金通帳の「実査」時には残高証明も必要か否かにつき、第三者による証として確認すべきであること、また印鑑管理の方法、不当事項に対する理事者への意見具申の具体的方策などがその中心であった。

意見交換に入ってから、道医連からの各郡市医師会への交付金の取り扱い方法についての話題提供があり、道医側、宮木公認会計士より、政治資金規正法に準拠して正しい取り扱いをしていただきたい旨の説明と要請があった。今回ははじめての会でもあり、比較的話題は少なかったが、大変勉強になり有意義な会であったとおほめの御発言もいただいた。

懇親会が引き続き開かれたが、この席上でも、今後は各郡市医師会事務局職員に対しても同様な機会を与えてほしいとの意見がきかれ、道医としても引き続き努力をする意志を披瀝して会を終えた。